

開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。
よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給率を定めるほか、規定を整備するため、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年開成町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額</u>の決定_____</p> <p>_____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第11条から第13条まで、第15条_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する_____</p> <hr/> <hr/> <p>_____給与条例第15条の2第1項の適用については、同条同項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第11条から第13条まで、第15条、<u>第17条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する<u>給与条例第2条第1項の適用については、同条同項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項の適用については、同条同項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支</u></p>

改正後	改正前
<p>給を受ける職員及び開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年開成町条例第12号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と同条例第17条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>給を受ける職員及び開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年開成町条例第12号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と _____ _____</p> <p>_____する。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。